

令和7年4月18日

お客さま各位

空知信用金庫

## 特殊口座開設手数料の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、サービスご提供に係る事務負担等を踏まえ、令和7年6月16日（月）より、破産管財人や相続財産管理人等の名義で新規開設する口座について、口座開設手数料を下記のとおり新設いたしますので、お知らせします。

ご利用のお客さまにはご負担をお掛けしますが、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新設日

令和7年6月16日（月）

#### 2. 新設する手数料

手数料の名称	手数料の対象	手数料金額（消費税込）
特殊口座開設手数料	破産管財人、相続財産管理人等の名義で口座を新規開設する場合。	口座開設1件あたり 11,000円

以上